

株式会社 宮本工業

一般事業主行動計画

【次世代育成支援法・女性活躍推進法 一体型】

すべての社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 目標

(1) 育児や介護の制度を効果的に活用できるようにする

＜ 実施時期・取組内容 ＞

- ・ 令和7年4月～ 育児介護休業、看護介護休暇の制度内容や取得できる要件などを周知し
利用促進を図る。

(2) 年次有給休暇の取得率を計画期間内に 10%以上上昇させる

＜ 実施時期・取組内容 ＞

- ・ 令和7年9月～ 年次有給休暇の取得計画を各部門で作成する。
- ・ 令和8年3月～ 半期ごとに取得が進んでいない部門を中心に取得促進の周知を行う。

(3) ハラスメント等の防止対策強化

＜ 実施時期・取組内容 ＞

- ・ 令和7年4月～ 相談窓口担当者と過去の相談などを参考に、研修内容を決定する。
- ・ 令和7年7月～ 研修を実施し、相談窓口の周知及び利用促進を図る。